

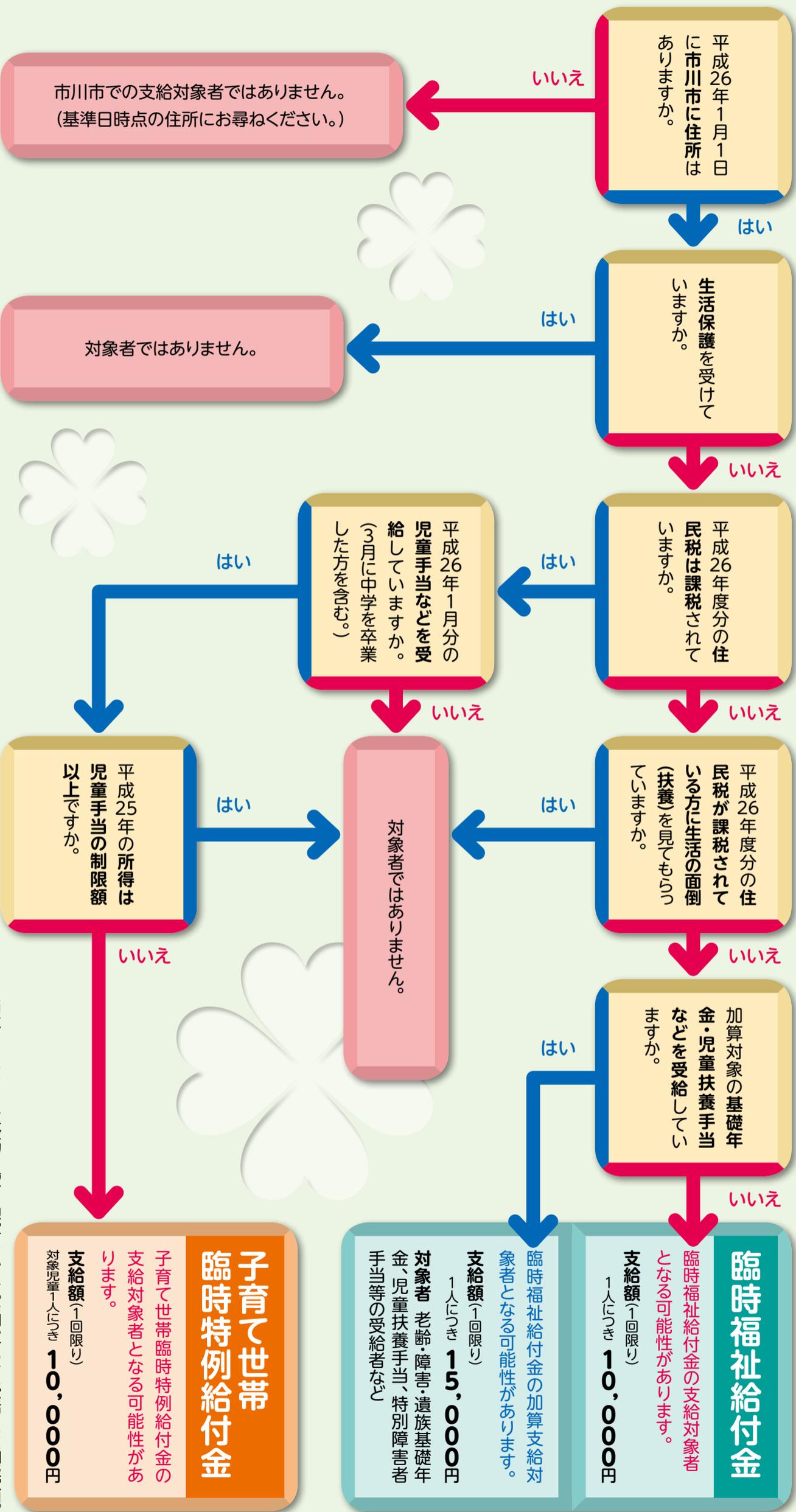
# お知らせします

平成26年4月から消費税率が5%から8%へ引き上げられました。このことにより所得の低い方や子育て世帯への負担を軽減するために臨時的な給付措置として、「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。  
(臨時福祉給付金担当室)

# 2つの給付金

## 対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日です。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。お問い合わせは電話または相談窓口。

## 子育て世帯臨時特例給付金

### ○支給対象者

次のいずれの要件も満たす方が対象です。

- ・平成26年1月分の児童手当・特例給付<sup>\*</sup>を受給した方
- ・平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

<sup>\*</sup>特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童1人当たり月額5,000円を支給をされている方です。

### ○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童です。ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童や、生活保護の受給者となっている児童は除きます。

### ○支給額

対象児童1人につき**10,000円**(1回限り)

#### 児童手当の所得制限限度額の目安

区分 (扶養親族などの数)	所得制限限度額	限度額 (給与収入ベース)
子ども1人	660万円	875.6万円
夫婦子ども1人(2人)	698万円	917.8万円
夫婦子ども2人(3人)	736万円	960万円

## 臨時福祉給付金

### ○支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、課税されている方に生活の面倒(扶養)を見てもらっている場合や、生活保護の受給者である場合などは除きます。

### ○支給額

1人につき**10,000円**(1回限り)

下記の《加算対象者》は1人につき5,000円が加算されます。

#### 《加算対象者》

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者<sup>\*1</sup>
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など<sup>\*2</sup>

<sup>\*1</sup>平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の受給がある方が対象です。

<sup>\*2</sup>平成26年1月分の手当などを受給している方が対象です。

#### 住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)	区分	非課税限度額 (年金収入ベース)
単身	100万円	単身	65歳以上 155万円
夫婦	156万円		65歳未満 105万円
夫婦子ども1人	205.9万円	夫婦	65歳以上 211万円
夫婦子ども2人	255.9万円		65歳未満 171.3万円

## 申請方法

1 申請書	給付金の受給には申請が必要です。7月18日(金)から該当と思われる方に順次申請書を送付します。
2 申請書の記入	申請書に必要事項を漏れなく記入して、必要書類を添付してください。
3 申請書の提出	12月26日(金)まで(消印有効)に返信用封筒で郵送または相談窓口を持参してください。
4 給付金の受給	支給要件を満たした方には、申請書に記載した口座に8月下旬以降に順次給付します。

### ○公務員の方へ

公務員の方は子育て世帯臨時特例給付金が該当になりますので、勤務先から配布された申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに郵送または相談窓口を持参してください。

住所 〒272-8501 ※住所不要  
送付先 臨時福祉給付金担当室

申請受付期間

7月18日(金)～12月26日(金)

## 給付金の相談

○電話相談 ☎334-0100 コールセンター (平日の午前9時～午後5時)

○相談窓口 市役所2階 市民税課前 行徳支所2階 総務課前 (窓口は平日の午前8時45分～午後5時15分)

※添付書類については申請書に記載されています。

制度に関するお問い合わせ：厚生労働省2つの給付金専用ダイヤル ☎0570-037-192